

公益財団法人公益法人協会 第17回評議員会議事録

- 1 開催された日時 平成28年6月29日(水) 15時～17時
- 2 開催された場所 如水会館 コンファレンスルーム
- 3 評議員総数及び定足数
総数 27名、定足数 14名
- 4 出席評議員数 24名
(出席) 秋山孝二、石山 勉、伊藤博士、伊藤道雄、今井 渉、大貫正男、小方 泰、
黒田かをり、小西恵一郎、笹部俊雄、渋谷雅英、高橋 洋、高橋陽子、谷井 浩、
茶野順子、鶴見和雄、徳川義崇、轟木洋子、中野佳代子、振角秀行、宮崎幸雄、
茂木義三郎、山本雅貴、吉井實行
注) 鶴見評議員は15時20分、第2号議案説明時に着席。茂木評議員は15時40分、第2号議案の採決前に退席。
(欠席) 大西健丞、野村 萬、深尾昌峰
(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子
(理事出席) 太田達男理事長、金沢俊弘専務理事、鈴木勝治専務理事
(議案説明及び報告) 太田理事長、金沢専務理事、鈴木専務理事

5 議 題

決議事項

- 第1号議案 「議事録署名人の選出」の件
- 第2号議案 「平成27年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件
- 第3号議案 「平成27年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認」の件

報告事項

- (1) 役員等候補選出委員会の審議結果
- (2) 第35回理事会(みなし決議)及び第36回理事会の審議結果
- (3) 公益認定等委員会及び同事務局人事
- (4) 「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」の状況
- (5) 平成29年度税制改正要望等の方針等について
- (6) 社会福祉法人制度改革に関する東京都委託事業
- (7) 公益信託制度改革に関する状況
- (8) 海外非営利組織連携事業関係
- (9) (一財)非営利組織評価センター(JCNE)の状況
- (10) その他報告

6 会議の概要

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事より、評議員総数27名中23名がすでに着席し、1名は到着が遅れている

るが欠席は3名の予定であること、したがって、開催要件の定足数たる過半数14名以上の出席を充足している旨の確認があり(その後1名が到着、1名が退席したため採決時はいずれも23名が出席)、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、谷井 浩、徳川義崇の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案「平成27年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件

第3号議案「平成27年度計算書類及び同附属明細書並びに財産目録の承認」の件

議長の求めに応じて太田理事長から平成27年度事業報告に係る第2号議案の説明、金沢専務理事より計算書類等の第3号議案の説明が続けて行われた。

まず理事長より第2号議案について、平成27年度事業計画にある7つの基本方針の実施状況等の総括につき、次のとおり事業報告があった。

〔事業報告〕

<基本方針1> 一般法人対策

新設法人だけで3万近く、移行法人を加えると4万強の一般法人が存在するが、所轄庁のないこの多種多様な巨大な一般法人群をスクリーニングし、非営利組織の有力な組織として支援・育成していく。

- ・今後の健全な非営利組織育成発展のため、共同事業として日本NPOセンターとの非営利法人格選択の動向に関する調査・研究を行った。
- ・一般法人を含む法人支援策として、関西相談室をリニューアルするなど相談機能の充実を図り、また、非営利法人データベースシステム「NOPODAS」法人情報項目の大幅な増強等を行った。
- ・特活法人、一般法人の組織評価を行う(一財)非営利組織評価センターの設立(28年4月)に伴い、同センターの支援を行うとともに、その評価情報をNOPODASに掲載する。
- ・公益法人制度改革に類似した、社会福祉法人制度の改革につき、その組織運営や会計について支援体制の具体化に向けて検討を開始した。

<基本方針2> 能力開発事業

公益法人制度改革の根幹である法人の団体自治と自立的・自律的経営をめざし、支援・能力開発事業を実施する。

- ・公益法人制度改革の趣旨が法人、行政庁の両者で風化しつつある。業務改善勧告や報告要請が合わせて年間100件以上もあることは残念であり、社会からの信頼感の低下に加えて行政庁の規制強化の動きにつながると困る。法人が自ら法令と定款に沿って団体自治を守ることが肝要であるが、公法協としてもその点で支援していきたい。
- ・役員義務と責任、定期提出書類、収支相償、ファンドレイジング、資金運用など公益法

人等の自立的経営の根幹にかかわる問題について特別セミナーや講師派遣等により周知を図った他、労務管理やマイナンバー制度に適切に対応すべくセミナーを実施したことも今年度の特色。各種セミナー等開催回数は合計で182回に上った。

- ・『公益法人・一般法人の理事の役割と責任【第2版】』など5点の新刊を発行した。
- ・外部有識者による機関誌「編集委員会」を組成し、27年度は委員会を2回開催、編集方針及び企画案について意見交換を行った。
- ・7月から「経営懇談会」を開催、また、東日本大震災草の根支援組織応援基金配分委員会で知見を述べていただくなど、非常勤役員による一層のご協力をいただいた。

＜基本方針3＞ 提言事業

公益法人・一般法人に係る法制・税制・会計の行政の不適切な対応に対し、適切な提言活動を実施する。

- ・収支相償のあり方については、内閣府に確認のうえセミナーや当協会Webサイト掲載情報で法人に周知を図り、また、事業変更手続の簡素化等に関する要望活動を継続した。
- ・公益信託制度の抜本改革については、長年の要望活動が実り法務省「公益信託法改正研究会」が27年4月に発足し、集中議論を経て年末に報告書がまとめられ、今後法制審議会の審議を経て立法化される道筋をつけることができた。
- ・税制改正要望では、公益法人に対する税額控除のPST要件が緩和されること、奨学団体から貸与型奨学金を得た学生が契約書に貼付する収入印紙について一定の免除措置が図られることの2つの改善が実現した。
- ・また、特に自民・公明両与党へのアプローチを強化して関係構築に務め、税制改正要望の成果につなげた。

＜基本方針4＞ 専門委員会

常設の4専門委員会は、構成メンバーを一部再編成（新規募集等）し、従来の事務局主導のテーマ設定を、委員からの実務上の課題を募り問題解決を図るなど、活性化を図っていく。

- ・27年度は、主に税制改正要望に関する税制委員会3回、内閣府公益認定等委員会会計研究会が実施した意見募集等に関する会計委員会2回（うち1回は共催）に留まった。

＜基本方針5＞ 調査研究事業

説得力ある政策提言の源は、研究・調査のエビデンスに基づくものであることを念頭に事業を進めるが、それぞれのプロジェクトは極力助成金により資金調達する。別途、制度面における当協会の知識向上のため基礎研究会(判例研究会等)を設置する。

- ・26年度に実施した「2006年英国チャリティ改革後の変容調査」研究成果を、(公財)トヨタ財団及び(一財)MRAハウスの助成を受け、弘文堂より書籍として刊行した。また、非営利法人法関連判例及び行政処分等の可否を法律的に専門家が検討するための「非営利法人に関する判例等研究会」を7月に発足させ、28年度の活動に関して(公財)日本財団の助成を受けることが決定した。

＜基本方針6・7＞ 財務体質の強化・会員対策

会員数の純増、事業収益の拡大、経費の節減及び新たな収益源の開拓を実施し、当協の財務体質を強化する。

- ・各事業及び団体保険制度の相乗的効果により、入会78件(前年度83件)、退会48件(前年度72件)と、退会数の抑制により事業計画どおり純増30件(前年度11件)を達成した。
- ・事業収益は、出版事業が前年比大幅マイナスであったが、セミナー事業が大好調で、全事業収益は前年比3.3%増、3,504千円上回ることができたが、新たな収益源の開拓までは及ばなかった。また、機関誌の発注時期の改善や印税の見直し等により経費の削減を達成したが、人件費やセミナー会場費等の増加により、経常費用は8,000千円以上増加、結果利益は6,808千円と前年の12,023千円を下回ったものの、前年度に続き予算値を上回る利益を計上、当協会の財務状況を改善することができた。
- ・26年度公益目的事業会計の黒字8,159千円を、特定費用準備資金(事業基盤安定化基金)として積立てた。27年度は公益目的事業会計において収益が費用を上回ることがなかったため、同基金の積み増しは行わないが、一般正味財産残高は平成25年度の49百万円、26年度56百万円、27年度63百万円と、中期計画の目標100百万円達成に向けて着実に改善をみている。

<その他>(海外関係活動)

- ・中国公益研究院訪日視察団の受入れ、中国愛徳基金会及び中国Charity Fair招待による講師派遣をはじめ、中国関連の交流や米国Independent Sector年次総会における日本関連セッションの開催、米日カウンスル本部事務所(ワシントンD.C.)における日本のNPO関係情報資料の常設展示協定の締結など、海外関係活動を活発に実施した。

[計算書類等]

続いて、金沢専務理事より第3号議案について別資料により説明があった。説明によると、27年度は経常増減で680万円のプラスであり、2年連続の黒字となった。収支相償第1段階・第2段階はともに赤字、公益目的事業比率90%、財務三基準はクリアしている。お配りした資料では、今回は直接対応費用と配賦費用とに分けて分析を行った。事業を個別にみると、出版事業は大きく収益を下げたが、コストを抑制した結果、単体収支では473万円の黒字である。一方、6,547万円と過去最高の収益を上げたセミナー事業の内訳は、約3,000万円が会計セミナーによるものであり、次いで制度など特別セミナー、講師派遣等が続くが、講師派遣40回を含めると年間182回に達するセミナー事業のロジスティクスには非常に時間と労力を割いている。同事業は費用の増大により、単体収支では116万円の赤字となった。また、相談室事業の収益及び直接費用のほとんどは、内閣府委託相談会によるものである。機関誌事業の収益は月刊誌の広告料であり、この時世下で健闘しているが数年前の水準に戻すことはかなり難しい。調査研究は民間助成金を獲得するように努め、直接費用ベースで黒字になるなど、単体事業収支はかなり改善している。なお、事業以外で大きな収益源である年会費・入会金及び一般寄付金は、公益7：法人会計3により配賦を行った。以上であった。

議案説明の後、中田監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関す

る不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第2号議案及び第3号議案に関連して、次の意見及び質疑応答等があった。

(小西評議員) 本年3月、私の関係団体名義で40万円ほど寄附をしたが、計算書類のどこに記載されているか。

(金沢専務理事) 貸借対照表「指定正味財産増減の部」の「使途指定特別寄附金」として計上している。

(小西評議員) その科目ならもともと使途については制約されているのだから、わざわざ使途指定特別寄附金とせず、「受取寄附金」の方が適正ではないか。また、公益法人協会のホームページで情報公開されている、平成25年度正味財産増減計算書の内訳表で、受取入会金の小科目と中科目の金額が異なっているので、後で確認されたい。ホームページは全世界の人が見れるので、正確な内容を掲載する必要がある。とりわけ計算書類に関しては、でたらめな数字を正すよう中田監事に評議員として注意しておく。

(高橋議長) 平成25年度の計算書類は、本日の議案とは直接関係がないのでその旨、ご了解いただきたい。

(鶴見評議員) 公益法人協会の定款における公益目的事業を確認した。活発化している海外連携や、国内連携における東日本大震災関係の東北支援は、公益法人協会の公益目的事業の一つとして比重が大きくなっているのではないか。そうした事業の認知度を上げるという意味からも定款の見直しをし、災害支援に関する助成事業を公益目的事業に加えた方がよいのではないか。また、事業報告の3頁に退会は48件とあるが、現在の会員数に比すると約3.3%。決して低くない数字であり、リテンションをする努力をどのようにしているのか。退会者の慰留は、新規の会員獲得よりも手間がかからず、はるかにコストが低くて済む。28年度の事業展開での取り組みについて、説明いただきたい。

(太田理事長) 国内連携事業の中で東日本大震災被災地の支援を行っているが、非営利セクターの普及啓発活動という、いわば大きな括りの中で活動しており、定款を変更して行う必要性は低いと考えている。特に災害支援に関しては、公益法人協会は助成財団ではなく、また自前の財源を投下することは資金的に難しいことから寄附に頼っていることを考慮すると、事業として掲げるのはどうか、と思っている。また、二番目の質問だが、会員は毎年数十件の退会がある一方、新入会がそれを上回り全体では純増しているとは言え、ご指摘のような懸念は持っている。まずは会員に公益法人協会のサービスを利用していただくことが第一、と考えている。寄附のつもりで入会される方も一部おられるが、経済的というか実務的なメリットを追求される方もおり、実際、それが入会のインセンティブにもなっている。相談業務で始めたスカイプによる相談など、今後もサービスの拡充を続けたいと思っている。

(鶴見評議員) 被災地支援については、「助成」ではなく「寄附」であるというお考えか。

(太田理事長) 原資が寄附金であり、現場の非営利組織に対しては助成という考えでいる。

(石山評議員) 貸借対照表の特定資産に「財政基盤安定化基金」として815万余円を計上しておられるが、この数字の根拠は？ 自分の財団では、理事会の承認をもって繰り入れるという仕組みをとっているが、手続的などころをお聞かせ願いたい。

(太田理事長) 特定費用準備資金の積立てについては、昨年9月、12月と2回に亘り理事会で承認をいただいた。金額に端数が出ているのは、公益目的事業の経常収支のプラスを全額、振り替えたためである。

(黒田評議員) 一般法人が4万強あり、それらの活動の公益性を高める努力をされていることは、一般財団法人の人間として、素晴らしいことと思っている。昨年度のセミナーの収益が前年度に比べて1,000万ほど増えているが、一般法人も含めた形でセミナーを行っているのであろう。参加者の多様化が進み、一般法人の参加が増えるなどニーズは高まっていると思われるが、今後のセミナー事業の傾向や予測はどうか。

(金沢専務理事) 会計セミナーは前年維持であり、セミナー収益の約半分を獲得している。後は特別セミナーが1/2弱、講師派遣が少々という割合。地方では集客できなくとも開催し、場所によっては公益法人向け・一般法人向けを一緒に行っている。一緒にやることは実際難しく、比重は公益法人の定期提出書類の作成等に傾いてしまうことも多いが、公益目的支出計画の作成をしている一般法人の参加も多い。一長一短である。

(太田理事長) 一つ補足すると、事業報告22～23頁をご参照いただきたいが、会計セミナーについては公益法人・一般法人の同時参加で開催することが多いものの、一般法人のみ対象のセミナーも開催している。また、労務、マイナンバーなど特別セミナーについては、公益・一般で差はないので共通で行うことが多い。一般法人の参加者は、新設法人は少なく、移行法人が現状大多数であるが、新設一般法人は3万あるはず。今後はどんどんターゲットにすべく努めたい。

(吉井評議員) 事業報告冒頭「要旨」の「環境認識」についてだが、消費税の増税に関してここで触れていいのか？ また、3号議案の補足資料につき、平成28年度見込みとなっているが、平成27年度の数値、という理解でよいか。

(金沢専務理事) 計算書類の補足説明資料については、当方のミスであり申し訳ない。ご指摘に感謝する。

(太田理事長) 消費税税率の延期最終決定は確かに28年度に入ってからだったが、環境認識については年度末には消費税の延期が高まっていたと理解しており、「消費税率の再延期の状況となっている」とした表現からも、状況自体は平成27年度の環境認識でよいのではないかと考えている。

審議の結果、第2号議案、続いて第3号議案を出席評議員全員一致で可決した。

○ 報告事項

下記項目について、それぞれ議長及び担当執行理事より報告があった。

(1) 役員等候補選出委員会の審議結果（高橋議長）

議長の説明によると、本年度に任期の満了を迎える方はおらず、理事の総数15名、監事

同3名はいずれも定数の上限である。評議員は総数27名であり、定数の30名に比して3名の追加選任が可能な計算ではあるが、一方では定数下限の20名まで人数に余裕があることから、本年度は補充候補者の推薦を評議員会会長が理事会に依頼することはせず、新たな候補者選任は、一部改選が発生する1年後を待つこととなった。平成29年は評議員の他、監事の一部改選及び理事の全員改選が予定される。以上であった。

(2) 第35回理事会(みなし決議)及び第36回理事会の審議結果(金沢専務理事)

4月中旬に熊本市周辺及び大分県の一部を襲った地震災害に関し、書面による理事会みなし決議をもって4月20日付けで「平成28年熊本地震 草の根支援組織応援基金」を設置、募金を開始した。昨日までに当協会の会員を中心に、(公社)成年後見センター・リーガルサポートの協力もあり、法人、個人123から合計910万円の寄附申込みを受けた。被災地で活動する非営利団体への配分は9月以降に行う予定である。また、今月9日の通常理事会では、27年度事業報告、計算書類等の議題とともに、「熊本…基金」が配分を行う際は、当協会が50万円を上限とする寄附を行うことが承認された。以上であった。

(3) 公益認定等委員会及び同事務局人事(金沢専務理事)

4月にメンバーが入れ替わった内閣府公益認定等委員会の陣容、また、最近異動があった同事務局の人事について報告があった。

(4) 「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」の状況(金沢専務理事)

同基金の残高は6月28日現在586万円であるが、うち500万円は(公財)松口奨学会の寄附である。したがって、この寄附金500万円から事務費を差し引いた金額は、同奨学会が希望する被災地学生の支援等に充てるが、それを含めてどのように配分するかよく検討したい旨の報告があった。

本報告に関し、次の意見及び質疑応答があった。

(鶴見評議員) 27年度にて公益法人の資格停止が数件あったと聞いており、これはNPO法人にも当てはまる。これら資格停止による連座制の適用された事例はないのか。NPO法人に資格停止があった場合、公益法人にはどう連座制が関係するのか。あるNPO法人で同様のケースが発生したが、公益法人法とNPO法は連座制に関し、解釈が少し違うと思うがどうか。

(太田理事長) 公益認定法人がその認定を取り消された場合の連座制ということだと思うが、公益法人については4年ほど前に公法協からの強い要望により内閣府が解釈を明確にした経緯がある。当該取消の原因を作った理事ということで他の執行理事まで含めるのではないことを明確にしたり、当該取消の原因を作った理事が他の公益法人にいる場合、他の公益法人においては当該理事を解任することができる時間的余裕もあるとした。A団体がダメならB団体も認定取消、という機械的な流れにならないよう歯止めをかけたわけである。この辺りは「公益法人」誌2010年8月号に掲載した、私と当時の丹下認定委事務局長との対談で、丹下氏の言葉として収録している。

また、特定非営利活動促進法が平成24年に大改正された時、認定特活法人にも連座制が導入されたが、解釈ではなく法律そのもので読めるように、「認定取消の原因とな

った『その』業務』として『その』を挿入している。連座制については公益法人・認定特活法人とも同じ解釈でやっていくということになると思う。また、そもそも自動的な処分にはならず、ステップを踏むのでサドンデスということにはならないと思う。(鈴木専務理事) 認定法のこの辺りは、FAQに明記されたのでご参照いただきたい。

(宮崎評議員) 熊本震災に関係する募金と支援活動についてですが、一般的に個人の寄付(街頭募金・募金箱)が急速に減少している。一方、公益法人協会に対する寄附は個人よりも法人の大口寄付によるものが多い。また、当会の支援先の団体の用途をみると人件費が多い。特に人件費は急に資金支援が途切れるとたちまち活動に困難をきたすと思われる。災害支援に公法協が関わるのは基本的に大賛成だが、公益法人協会の災害支援活動の内容については再検討する必要があると思う。

特に復興期の支援活動は、行政への提言活動や非営利団体間の連絡・調整・情報提供・相談等を主な活動領域として行うことを提案したい。災害活動に関する定款の条項を書き直したらというご意見があったがその必要はない。復興活動の支援は長期に亘り、人件費、管理費など固定費に掛かる費用を確保するのが最も困難である。法人からの寄附額が多いのは、公益法人協会に対する信頼度が高いからだと思う。

これからも、災害時に現地の非営利団体に対して資金の支援を行うことは必要であるが、支援金額、内容、範囲、期間等についてはその都度検討する。また撤退する場合は、段階的にすることなど今後検討を要する。

(太田理事長) 5年前に東日本大震災支援基金を立ち上げる際、3月の評議員会で宮崎評議員から同じご指摘を受けたことは鮮明に記憶しており、確かにそのとおりの部分もある。本来当協会は、公益法人のため、非営利活動を促進するために、中間支援組織として何か問題が起こったときに対処する。例えば、リーマンショックの時には相談室事業等にて、いわば知恵による支援をした。公益法人協会は、非営利組織が頑張らなくてはならないことが起こった時には、全力投球する義務があると考えている。会員の皆様が直接、支援事業を東北で行うことはできないが、赤十字や各県に募金するより公益法人協会に寄附をしたいと思っている時、その受け皿となり、そのお気持ちに応えることが大切と考えているので、継続したい。

(5) 平成29年度税制改正要望等の方針等について(金沢専務理事)

政府・政党の動向として従来、同要望はフロー(税額控除の問題等)に関するものが多かったが、最近主流がストック寄附税制に関するものになりつつある。非営利組織の動向も変化し、各団体に経験や見識を有する方がいる。当協会では今後、英米の資産寄附税制の実態調査を行い、ストック寄附税制に力点を置いた税制改正要望をまとめ、他の非営利団体との共同提案方式で推進したい、また、例年よりひと月ほど府省庁による税制改正要望の期限が早まっているので意見のとりまとめを急ぎたい旨、説明及び報告があった。

(6) 社会福祉法人制度改革に関する東京都委託事業(金沢専務理事)

東京都から指名による委託を受け、都内約1,040の社会福祉法人を対象として、新しく法定される評議員制度の運営に関するパンフレット及びテキストを制作する旨、改めて

報告があった。

(7) 公益信託制度改革に関する状況（鈴木専務理事）

法務省が公表した『公益信託法改正研究会報告書』に関して当協会が3月に実施したアンケート調査について協力の御礼とその結果について説明があった。回答率は25%と、この種のアンケートとしては予想以上の高率であり、とりわけ実務家の方の関心が高かった。また、法務省法制審議会信託法部会の第1回目会合が6月7日に開催され、フリートーキングが行われた。当協会代表として平川監事が臨時委員として出席した、とのことであった。

本報告に関し、次の意見及び質疑応答があった。

(大貫評議員) 公益信託の受託者についてだが、公益法人が受託者となることが可能になる、との理解でよろしいか。

(鈴木専務理事) 来週火曜日に本年度第2回目の会合が予定されており、受託者も含めて議論されることになっている。甲乙丙丁と4つの案があるが、丙案には公益法人も含まれていると理解している。

(太田理事長) 本改革では、受託者の拡大が眼目である。一定の要件を満たした公益法人など非営利法人を入れるよう要望している。商事法務の研究会でも強力に主張したが、ほとんどの方は賛成している印象であった。法制審での審議はこれからだが、努力をしたいと思っている。今回の改革の肝である。

(8) 海外非営利組織連携事業関係（太田理事長）

主に4月以降に実施した、海外連携事業の以下の項目について説明及び報告があった。

- ① 英国チャリティ法2016に関する調査
- ② 米国インデペンデントセクター広報誌にJACOが掲載されたこと
- ③ USJCへ日本文献を寄贈したこと
- ④ アジア関係（中国非営利団体との連携）
- ⑤ Fish財団委託JWLI 2016東京サミット

報告によると、①は調査部員が4月中旬にロンドンで開催されたNCVO年次大会、また、④は6月末に南京で開催される中国愛徳基金会主催のホスピスケア・トレーニングセミナーに同調査部員を派遣する他、ほぼ同じ時期に来日する中国の代表的シンクタンクで・中国開発機構訪日視察団の受入れ及び日程調整を行う、とのことであった。⑤については、10月に開催されるシンポジウム及び7月下旬のプレサミットについて、資料をもとに説明があった。

(9) (一財)非営利組織評価センター(JCNE)の状況（太田理事長）

5月下旬、ノルウェーのオスローで開催された非営利団体評価に関する国際会議にJCNE代表理事として出席、日本の状況について報告したこと、また、JCNEは生まれたばかりで国際的にも後発なので課題も多く、今後の運営には十分留意したいと考えているが、各位におかれてもご協力願いたい旨の説明があった。

(10) その他報告（金沢専務理事）

平成28年度内閣府委託による相談会の公募入札が、ちょうど本評議員会と同時に行われ

たが、7年連続で落札した旨の連絡があった由、報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成28年7月26日

議長 高橋 陽子

議事録署名人 谷井 浩

議事録署名人 徳川 義崇

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務担当課長 加藤 利文
総務部 松野亜希子